

決 議

1. 2011年3月11日に発生した東日本大震災に起因する東京電力福島第一原子力発電所の原子力事故（以下「福島原発事故」という）は「原発の安全神話」を根底から覆した。
2. 福島原発事故の原因は未だ解明されていない。福島原発事故により、これまでの指針類では安全対策として不十分であったことが露呈した。事故原因が解明され、それが新指針類に反映され、その指針に適合していることが確認されない限り、各地の原発は安全とはいえない。
3. 福島原発事故で問われたのは、過酷事故の防止策だけでない。過酷事故（シビアアクシデント）が起きたときの対策の不備も問われた。福島原発事故を踏まえ、政府は、昨年6月、過酷事故への対応について、これまで電力会社まかせだった取り組みを法制化するとの方針を示したが、過酷事故への実効的な対策は未だまとまっていない。複合災害時における過酷事故対策が完了し、さらに事業者、政府、地方自治体も含めた情報伝達網の整備がなされその実効性が確認されない限り、各地の原発は安全とはいえない。
4. 自治体の避難計画策定も困難である。福島原発事故を受け、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（EPZ）の見直しが行われている。原発から30km圏内の自治体は無論のこと、その外の自治体も地域防災計画にどのような具体的対策を盛り込み、どのように運用して原子力災害に備えるかの問題に直面している。私たちは30km圏内外の自治体に対し、
 - ① 原発事故の原因、とりわけ避難の実態と混乱の原因を自ら検証する
 - ② 防災指針の内容が福島原発事故の教訓を反映した内容になっているかどうかを自ら検証する
 - ③ （新防災指針の内容が正当である場合）新防災指針に定められた避難その他の処置が実際取れるのかどうかを自ら検証する
 - ④ 防災指針の内容が福島原発事故の教訓を反映した内容にない場合、あるいは新防災指針の内容が正当である場合であっても、新防災指針に定められた避難その他の処置を実行することが困難である場合は、再稼働を認めないことを表明し、それを知事と電力会社に送付し、あわせて、電力会社に立地自治体並みの安全協定の締結を求める
 - ⑤ 道府県防災会議（原子力部門）及び市町村防災会議（原子力部門）の諮問機関（審議会）のメンバーの人选の中立性（電力会社等から寄付を受けていないかどうか）を確保し、議事内容を公開する

ことを迫る必要があることを確認した。

5. 住民の生命・健康・財産と環境の保全は、住民自らの行動にかかっていることを自覚し、自治体への働きかけを積極的に行うことを決意し、以上のとおり決議する。

2012年8月26日

全国市民オンブズマン連絡会議弘前大会参加者一同